

指名競争入札参加者の適格性の判定の運用基準

この運用基準は、日の出町工事請負指名競争入札参加者選定基準（平成18年2月20日施行）第2条に規定する適格性の判定について、より具体化、明確化を図るため必要な事項を定める。

区分	運用基準
1 経営状況及び信用の状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。
2 不誠実な行為の有無	次のいずれかの事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 日の出町競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止措置期間中である場合。 (2) 他官公庁で指名停止措置期間中であることを把握できた場合で、町発注工事を受注させることがふさわしくないと判断できる場合。 (3) 町発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適当であることが明確であること。
3 既発注工事の施行成績	既発注工事成績が優良であるかどうかを勘案すること。
4 発注工事の施行について技術的適正	(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があるかどうかを勘案すること。 (2) 当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できるかどうかを勘案すること。 (3) 当該工事を施工するに足りる機械器具を保有し又は確保できるかどうかを勘案すること。
5 他官庁工事の実績の有無	他官庁工事の受注実績があるかどうか勘案すること。

附 則

この基準は、令和7年9月11日から施行する。